

切れ目のない健康・医療オンライン相談事業委託業務 公募型プロポーザル実施要領

切れ目のない健康・医療オンライン相談事業委託業務を委託するに当たり、次のとおり公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施するので参加者を募集する。

1 業務の概要

（1）委託業務名称

切れ目のない健康・医療オンライン相談事業委託業務

（2）業務内容

別添「切れ目のない健康・医療オンライン相談事業委託業務仕様書

（以下「仕様書」という。）とのとおり。

（3）委託契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（4）委託費の上限額

金9,460千円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）

2 委託契約の方法

（1）契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

（2）契約相手方の選定

公募により企画提案書を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、その提案提出者を契約予定者とする。

3 参加資格

参加を希望する者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

（1）法人格を有していること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（3）会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立てをし、又は申し立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。

（4）徳島県暴力団排除条例（平成22年徳島県条例第40号）第6条に規定する排除の対象となっていない者であること。

- (5) 特定の政治家活動又は宗教活動を主たる目的とする法人、公序良俗に反する法人等適当でないと認められる者でないこと。
- (6) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。
- ア 成年被後見人又は被補佐人
- イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 拘禁刑、懲役又は禁錮に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (7) 県税、国税等納付すべき税金を滞納していないこと。

4 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和8年2月13日（金）
質問書の提出期限	令和8年2月20日（金）
参加表明書の提出期限	令和8年2月26日（木）
企画提案書等の提出期限	令和8年3月6日（金）
選定委員会	令和8年3月上旬
選定の結果の通知・公表	令和8年3月中旬

5 参加表明書の提出

参加を希望する者は、参加表明書（様式1）及び誓約書（様式2）を各1部作成し、持参又は郵送（書留や特定記録等の追跡可能な郵送方法に限る。）により提出すること。

(1) 受付期間

- 令和8年2月13日（金）から令和8年2月26日（木）まで
- ・持参の場合 土日・祝日を除く午前9時30分から午後5時15分まで
 - ・郵送の場合 令和8年2月26日（木）必着

(2) 提出先

「12 応募及び問合せ先」と同じ

6 質問及び回答

質問は、質問書（様式3）を作成し、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。（なお、提出後速やかに、電話にて担当者に提出した旨を伝えること。）

(1) 受付期間

令和8年2月13日（金）から令和8年2月20日（金）午後5時15分まで

(2) 提出先

「12 応募及び問合せ先」と同じ

(3) 回答方法

質問に対する回答は、電子メールにて回答するほか県ホームページ上に掲載する。

7 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、仕様書の内容を踏まえ、(3)の提出書類を各8部（正本1部、副本7部）作成し、持参又は郵送（書留や特定記録等の追跡可能な郵送方法に限る。）により提出すること。

(1) 受付期間

令和8年2月27日（金）から令和8年3月6日（金）まで

- ・持参の場合 土日・祝日を除く午前9時30分から午後5時15分まで
- ・郵送の場合 令和8年3月6日（金）必着

(2) 提出先

「12 応募及び問合せ先」と同じ

(3) 提出書類

ア 会社概要書

イ 業務実績

ウ 業務実施体制

エ 企画提案書

オ 見積書

カ その他の添付資料

- ・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・直近の決算書又はこれに類する書類
- ・県税及び国税に未納がない旨の証明書

8 参加辞退

参加表明書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、7(1)に示す受付期限までに応募辞退届（様式4）を提出すること。

9 審査及び結果通知

(1) 選定方法

選定委員で構成する企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）を

設置し、選定委員会において、評価項目の検討、企画提案書等の書面審査を実施し、契約候補者を選定する。なお、選定される場合であっても、委員会の意見を踏まえた留意事項を付す場合や、内容や費用対効果の観点等から一部について選定されない場合がある。また、必要に応じて提案者に、提案内容等について説明を依頼することがある。その際には、提案者に対して別途連絡する。

(2) 契約候補者の決定

選定委員会が「審査基準」に基づき評価し、最も評価点の高い提案者を契約候補者に決定する。ただし、評価点が満点の6割以下の場合は、契約候補者としない。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、審査後、速やかに全ての提出者に文書で通知するとともに、契約候補者の名称を徳島県ホームページで公表する。

(4) 注意事項

- ア 提出者が1者の場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。
- イ 審査結果によっては、いずれの提出者も契約候補者に選定しないことがある。

10 契約締結

- (1) 契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と徳島県が提案内容に基づいて契約内容についての協議等を行い、合意した場合に契約を締結する（協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある）。
- (2) 契約候補者と徳島県との間で協議が整わない等、契約締結に至らない場合は、その選定を取り消すこととする。その場合は、評価点が次点の提出者を契約候補者に選定し、契約内容についての協議を行い、契約を締結するものとする。
- (3) 徳島県の令和8年度予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、本事業の一部又は全部の契約を締結しない場合がある。

11 その他

(1) 提出書類に係る事項

- ア 提出された参加表明書及び企画提案書は、提出期限後は返却しない。
- イ 提出された参加表明書及び企画提案書は、提出者の審査以外に無断で使用しない。
- ウ 提出期限後における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

エ 企画提案書は、1参加者につき1件とする。

オ 提出する書類に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）の定める単位とする。

（2）失格事項

次の事項に該当する場合は、失格となる。

ア 本要領（仕様書及びこれに附属する書類を含む。）に記載された条件に適合しないものを提出した場合

イ プロポーザル参加の要件を満たしていない場合

ウ 参加表明書及び企画提案書に虚偽の内容が記載されているものを提出した場合

エ 見積金額が業務委託費の上限額を超える場合

オ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

カ 選定委員会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求める等、評価の公平性に影響を与える行為があった場合

キ その他本要領に違反する行為があった場合

（3）仕様書等の目的外使用の禁止

仕様書及びこれに附属する書類は、参加表明書及び企画提案書の作成目的以外に使用してはならない。

（4）経費負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、提出者の負担とする。

1.2 応募及び問合せ先

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県こども未来部子育て応援課母子保健担当

電話 088-621-2790

ファクシミリ 088-621-2843

メールアドレス kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp